

多胎妊婦のための健診費用助成について

令和6年4月1日以降に母子健康手帳の発行を受けた多胎児を妊娠している方に対し、従来の妊婦一般健康診査受診票14回分に追加して、5回分の受診票を交付し、妊婦健診の助成を開始いたします。

(15回目から19回目までの妊婦健診助成があります)。

1 対象者

次のすべての要件を満たす多胎妊娠の方

- 1 令和6年(2024年)4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた妊婦
- 2 多胎児を妊娠している方
- 3 愛媛県に住所を有する方

※妊娠届出、もしくはその後の診察で多胎児を妊娠している事が確認できたら、「多胎妊婦用」の妊婦一般健康診査受診票を追加でお渡しします。

2 助成金額

15回目以降19回目までの妊婦健康診査について、1回あたり5,000円を助成します。

3 使用における注意事項

- ・「多胎妊婦用」の受診票は、「妊婦一般健康診査受診票」14回分(A券・B券)をすべて使い切った後に使用することができます。
- ・多胎妊婦の健診週数については、各医療機関の判断となります。